

# 茨城県報 第531号

平成6年3月14日

月曜日

## 目 次

### 規 則

	ページ
●茨城県県民生活地域調査規則の一部を改正する規則(統計課) .....	1
●茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則 ( " ) .....	2
●茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営助成課) .....	3
●茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則(監理課) .....	3
●茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則(建築指導課) .....	3

### 告 示

●平成6年度家畜商講習会の開催要領(畜産課) .....	4
●保安林の指定(林業課) .....	6
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課) .....	6
●道路の供用の開始(5件)( " ) .....	7
●廃川敷地等の発生(河川課) .....	9
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(4件)(都市整備課) .....	9
●土地改良事業の認可(土地改良事務所) .....	12

### 公 告

●獣医療を提供する体制の整備を図るための茨城県計画(畜産課) .....	12
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) .....	19
●道路の位置の指定(3件)( " ) .....	19

### 正 誤

●平成3年3月25日付け茨城県報号外第37号中 .....	20
-------------------------------	----

## 規 則

### 茨城県規則第16号

茨城県県民生活地域調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県民生活地域調査規則の一部を改正する規則

茨城県県民生活地域調査規則（平成 3 年茨城県規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

別記様式の（裏面）を次のように改める。

（裏 面）

茨城県統計調査条例（抄）

（申告義務）

第 4 条 知事は、県指定統計調査のため必要があるときは、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

2. 3（略）

（実地調査等）

第 7 条 県指定統計調査に従事する吏員又は調査員は、あらかじめ知事が定めた事項について、実地調査をし、又は関係者に対し必要な資料の提供を求め、若しくは質問をすることができる。この場合には、別に定める証票を示さなければならない。

（秘密の保護）

第 8 条 統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第 17 号

茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則

茨城県農業基本調査規則（昭和 52 年茨城県規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の（裏面）を次のように改める。

（裏 面）

茨城県統計調査条例（抄）

（申告義務）

第 4 条 知事は、県指定統計調査のため必要があるときは、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

2. 3（略）

(実地調査等)

第 7 条 県指定統計調査に従事する吏員又は調査員は、あらかじめ知事が定めた事項について、実地調査をし、又は関係者に対し必要な資料の提供を求め、若しくは質問をすることができる。この場合には、別に定める証票を示さなければならない。

(秘密の保護)

第 8 条 統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第18号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年茨城県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。  
別表第45項利率（年利）の欄中「4.15パーセント」を「3.95パーセント」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第19号

茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県建設業許可申請等に関する規則（昭和63年茨城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中 「70,000円」を「80,000円」に、「30,000円」を「40,000円」に改め、同項第 2 号 中 「30,000円」を「40,000円」に改める。

付 則

この付則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第20号

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則（昭和53年茨城県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「25,000円」を「30,000円」に改める。

付 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第358号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による家畜商講習会の開催要領を次のとおり定める。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

平成 6 年度家畜商講習会の開催要領

#### 1 目 的

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定により家畜商業務の健全な運営を図り、もって家畜取引の公正を期すため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

#### 2 主 催 茨城県

#### 3 開 催 日 平成 6 年 5 月 26 日及び 27 日の 2 日間 午前 8 時 30 分から

#### 4 開 催 場 所 茨城県東茨城郡美野里町大字竹原 350-7 茨城県中央家畜市場（茨城県家畜商業協同組合会議室）

#### 5 受 講 者 家畜商法第 3 条の規定による家畜商免許を受けようとする者

#### 6 受 講 手 続

受講しようとする者は、平成 6 年度家畜商講習会受講申請書（様式第 1 号）に上半身正面脱帽ライカ版写真 1 枚と家畜商講習手数料 2,900 円を添えて、住所地を管轄する地方総合事務所畜産振興課に平成 6 年 5 月 12 日までに提出しなければならない。ただし、家畜商法施行規則（昭和 37 年農林省令第 4 号）第 6 条第 1 号の規定に該当する者（獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けた者）で、家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間特例措置適用申請書（様式第 2 号）に獣医師免許証の写しを添付して提出するものとする。

7 講習課目及び時間

- (1) 家畜商法及び家畜の取引に関する法令 4 時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
- (3) 家畜の悪へき、機能障害及び疾病 6 時間

8 受講者の留意事項

- (1) 受講者は、講習会当日は午前 8 時 30 分までに会場に到着し、受付に受講通知書を提出するものとする。
- (2) 受講に必要な筆記用具を持参するものとする。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがある。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従わなければならない。

様式第 1 号

平成 6 年度家畜商講習会受講申請書

平成 年 月 日

写 真

茨城県知事

殿

申請者住所

氏名

㊤

家畜商法第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく家畜商講習会を受講したいので、手数料 2,900 円を添えて申請する。

様式第 2 号

講習時間の特例措置適用申請書

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者住所

氏名

㊤

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜商法施行規則第 8 条第 1 号に掲げる書類を添えて下記により申請します。

記

家畜商法施行規則第 6 条第 1 号に該当するため

~~~~~

## 茨城県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定をする保安林の所在場所

北茨城市華川町花園字北明戸石604 の1

## 2 指定された目的

公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 6 年 3 月 14 日から 30 日間茨城県土木道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1. 道路の種類 県 道

## 2. 路 線 名 大穂千代田線

## 3. 道路の区域

| 区 間                       | 新旧の別 | 敷地の幅員                              | 延 長                 | 摘 要  |
|---------------------------|------|------------------------------------|---------------------|------|
| つくば市大字篠崎<br>字蛭田岡503番地先から  | 旧    | 最大11.75 <sup>メートル</sup><br>最小 6.08 | 590 <sup>メートル</sup> |      |
|                           |      | 最大40.5<br>最小12.0                   | 557                 |      |
| つくば市大字篠崎<br>字大海道566番2地先まで | 新    | 最大40.5<br>最小12.0                   | 557                 | 旧道移管 |

茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成6年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 県 道
2. 路 線 名 西小埜石岡線
3. 道路の区域

| 区 間                          | 新旧の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                          | 摘 要  |
|------------------------------|------|--------------------------------------|------------------------------|------|
| 新治郡八郷町大字宮ヶ崎<br>字向778番地先から    | 旧    | 最大12.8 <small>メートル</small><br>最小 4.4 | <small>メートル</small><br>1,328 |      |
| 新治郡八郷町大字山崎<br>字八郎3056番58地先まで | 新    | 最大17.3<br>最小10.0                     | 1,328                        | 現道拡幅 |

茨城県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成6年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 一般国道125号
2. 供用開始の区間 土浦市立田町331番2地先から  
土浦市真鍋二丁目402番2地先まで
3. 供用開始の期日 平成6年3月14日

茨城県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成6年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 県道 藤代板戸井岩井線
2. 供用開始の区間 北相馬郡守谷町板戸井1850番1地先から

北相馬郡守谷町板戸井1840番1地先まで

3. 供用開始の期日 平成 6 年 3 月 14 日

~~~~~

**茨城県告示第364号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 6 年 3 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 一般国道 294号
2. 供用開始の区間 北相馬郡守谷町守谷2024番82地先から  
北相馬郡守谷町守谷2020番17地先から
3. 供用開始の期日 平成 6 年 3 月 14 日

~~~~~

**茨城県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 6 年 3 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 県道 西小埜石岡線
2. 供用開始の区間 新治郡八郷町大字宮ヶ崎字向778番地先から  
新治郡八郷町大字宮ヶ崎字張間846番4地先まで
3. 供用開始の期日 平成 6 年 3 月 14 日

~~~~~

**茨城県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 6 年 3 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌



路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	使用開始の期日
国道354号	行方郡玉造町字桜谷甲2861番2地先から 行方郡玉造町字道祖神甲4027番2地先まで	平成6年3月30日
国道354号	行方郡玉造町字新堀甲3869番4地先から 行方郡玉造町字緑ヶ丘甲5259番1地先から	同 上

茨城県告示第367号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 河川の名称 二級河川境川
2. 廃川敷地等が生じた年月日  
平成6年3月14日
3. 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
北茨城市関本町福田字梅門834番地先から 北茨城市関本町福田字館下631番1地先まで	土 地	405.66㎡

茨城県告示第368号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき田村・沖宿土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 組合の名称  
田村・沖宿土地区画整理組合
2. 事業施行期間  
平成元年8月10日から平成8年3月31日まで
3. 施行地区  
土浦市田村町字宮尻，天神谷，天神谷ッ，東原，神田川，清水，三夜原，新堀，申橋，サルハシ，前谷ッ，前谷，前ヤッ，前谷津，出口，東谷ッ，長峯の各一部  
土浦市田村町字上池，久保尻の全部

土浦市冲宿町字八幡脇, 蛇田, 石橋, 八幡前, 越場, 尻替, 背田, 神田, 南堂, 正久保の各一部  
 土浦市冲宿町字亀下, 六十塚, 天志古, 東堂の全部  
 土浦市手野町字新堀の一部

4. 事務所の所在地

土浦市田村町1018番地の13

5. 設立認可の年月日

平成元年 8 月 10 日

6. 変更の内容

事業施行期間の延長
資金計画の変更

7. 変更認可の年月日

平成 6 年 3 月 14 日



茨城県告示第369号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき南浜田土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 組合の名称

南浜田土地区画整理組合

2. 事業施行期間

昭和47年 6 月 23 日から平成 6 年 3 月 31 日まで

3. 施行地区

那珂湊市阿字ヶ浦町字南浜田及び前山並びに字渚の各一部

4. 事業所の所在地

那珂湊市和田の上370 番地

5. 設立認可の年月日

昭和47年 6 月 23 日

6. 変更の内容

資金計画の変更
---------

7. 変更認可の年月日

平成 6 年 3 月 14 日



茨城県告示第370号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき吹上土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条4項の規定により告示する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 組合の名称

吹上土地区画整理組合

2. 事業施行期間

昭和49年10月3日から平成8年3月31日まで

3. 施行地区

日立市久慈町一丁目の一部及び二丁目の各一部

4. 事務所の所在地

日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内

5. 設立認可の年月日

昭和49年10月3日

6. 変更の内容

事業施行期間の延長
-----------

資金計画の変更
---------

7. 変更認可の年月日

平成6年3月14日

茨城県告示第371号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき森山土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成6年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 組合の名称

森山土地区画整理組合

2. 事業施行期間

平成54年12月24日から平成8年3月31日まで

3. 施行地区

日立市森山町一丁目の一部

4. 事業所の所在地

日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内

## 5. 設立認可の年月日

昭和54年12月24日

## 6. 変更の内容

事業施行期間の延長

資金計画の変更

## 7. 変更認可の年月日

平成 6 年 3 月 14 日

## 茨城県告示第372号

平成 5 年 12 月 13 日 付けで玉造南部土地改良区から認可申請のあった手賀地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 3 月 1 日認可した。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県銚田土地改良事務所長 郡 司 脩

## 公 告

## ●獣医療を提供する体制の整備を図るための茨城県計画

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 11 条の規定に基づき、平成 12 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための茨城県計画を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための茨城県計画

獣医療は飼育動物の診療、家畜衛生及び公衆衛生分野等に関する業務を通じて、畜産の発展、飼育動物の健康保持及び公衆衛生の向上に貢献してきた。

本県の畜産は、大消費地である首都圏に至近距離にあることや、平坦で広大な土地と温暖な気候という立地条件に恵まれ、当県農業の基幹的部門へと成長を遂げ、平成 12 年度を目標年度とする茨城県農業振興基本方策においても飼養頭羽数の増加等一層の進展が見込まれている。

このようななかで、産業動物分野における獣医療については、飼養規模の拡大等を背景とした慢性疾病の顕在化、生産能力の向上に伴う代謝性疾患が増加し、従来の個体診療はもとより、農場単位の集団衛生管理技術等の提供が求められるようになってきている。そのため、獣医療技術についても

各種検査機器等を活用した科学的データによる高度な判断が必要となる等高度化が求められている。また食品の安全性への社会的要求の増大により、それらに対応する獣医師の社会的責務はますます増大している。

一方、小動物分野においては、診療に必要な施設、獣医師数は概ね確保されているが、動物愛護思想の普及や核家族化の進展に伴い飼育頭数の増加や室内飼育の増加等飼育方法の変化がみられるなかで、疾病の発生も複雑化、多様化していることから、飼育者からは高度な診療技術の提供や適切な保健衛生指導が求められるようになってきている。

これらの獣医療需要の変化に対応して、産業動物分野においては診療施設、診療機器の整備を促進し、診療内容の高度化を図り、小動物分野においては診療技術の高度化や保健衛生指導の強化を図る必要があることから、今後の本県における畜産の健全な発展、飼育動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため平成12年度を目標年度として茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定める。

本県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画における地域区分については、畜産の立地条件、交通事情、行政区域等を考慮して、獣医療を提供する体制を一体的に整備することが相当であること認められる地域となるように配慮し、県北地域、鹿行地域、県南地域、県西地域の4地域に区分する。

**第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標**

**1 診療施設及び主要な診療機器の整備の状況**

(1) 診療施設

産業動物の診療施設の地域ごとの開設状況は下表のとおりである。(単位：か所)

地 域	診療施設数 (平成4年 12月31日 現在)	内容(開設主体の種類別内訳)						備 考
		県	市 町 村	農組 業協 同合	農組 業共 済合	会 社 法 人	個 人 開 設	
県北地域	44	1	2	8	3	2	28	個人診療施設数が多いが、これらの施設は主に乳用牛、肉用牛を診療対象としている。
鹿行地域	17	1		2		1	13	個人開設の施設のほとんどは豚を主な診療対象としている。
県南地域	35	1		8		1	25	個人開設の施設は競走馬を診療対象とした施設が多い。
県西地域	26	1		3		1	21	個人開設の施設のほとんどは豚を主な診療対象としている。
計	122	4	2	21	3	5	87	

注) 往診診療者等を含む

## (2) 主要な診療機器等

産業動物の診療施設における地域ごとの主要な診療機器等の整備状況は、下表のとおりである。

(単位：か所)

地 域	診療施設 の区分 (平成4年 12月現在)	主 要 診 療 機 器 の 整 備 状 況							
		解 剖 施 設	手 術 施 設	研 修 施 設	生化学 検 査 機 器	X 線 装 置	超 音 波 断 断 器 診 機	心電図 計	低周波 治 療 器
県北地域	県	1		1	1		1		
	市 町 村								
	農 協								
	共 済			1					
	会社法人								
	個 人				1				
鹿行地域	県	1		1	1		1		
	農 協				2				
	会社法人								
	個 人				1				
県南地域	県	1		1	1		1		
	農 協				2				
	会社法人		1	1	1	1	1	1	1
	個 人				1	12	1	1	3
県西地域	県	1		1	1		1		
	農 協				2				
	会社法人				2				
	個 人								
県 計		4	1	6	16	13	6	2	4

## 2 診療施設の整備に関する目標

産業動物分野においては、家畜の飼養環境の変化等に伴う疾病の複雑化、多様化への対応、生産性の向上及び安全な畜産物の生産を確保するため、産業動物獣医師の一層の関与が求められていることから、これらに対応するため、必要な診療施設及び診療機器等について整備を促進するものとする。

## (1) 開設主体ごとの整備目標

本県における産業動物に対する獣医療の提供は、個人開業獣医師による往診診療が主体となっており、また、農業関係団体、市町村、会社法人についても大部分が往診のみにより診療を行っているため、これらの診療施設における診療機器等の整備にあたっては、過剰な設備投資にな

らないよう配慮し、当面は診療の効率化を図るための簡易な診療機器等を主体に整備を促進する。

家畜保健衛生所においては、地域における中核的な検査機関として、複雑化、多様化する疾病に迅速に対処するため必要な検査機器の整備に努めるとともに、病性鑑定の精度を向上させるために必要な高度疫学診断機器等の機器や施設の整備を推進することとし、これらの検査機器等を個人開業獣医師等が利用する等その効率的利用を推進する。

## (2) 地域ごとの診療施設整備目標

### ① 県北地域

県北地域においては黒毛和種の繁殖や肥育経営が主体であり、繁殖障害や呼吸器病の発生が多いことから、これらの疾病に対応する上で必要な診療機器等を主体に整備を促進する。また、畜産農家が山間地域に分布していることから、迅速な対応が可能となるようこれらの機器を搭載できる診療車の整備を促進する。さらに、南部の平坦地域においては、乳用牛の大規模経営が盛んに行われており、繁殖障害、乳房炎、ケトージス等様々な障害も多発していることから、これらの疾病に対応する上で必要な診療機器の整備を促進する。

### ② 鹿行地域

鹿行地域においては、養豚経営の大規模化が進展していくことが予想されており、集団飼育に伴う疾病の発生予防に必要な集団衛生管理技術の提供が今後益々重要になると考えられるので、そのために必要な診療機器を主体に整備を促進する。

### ③ 県南地域

県南地域においては、乳用牛の大規模経営が行われている地域があり、乳房炎、繁殖障害及び代謝病が多いことから、これらの疾病に対応する上で必要な診療機器を主体に整備を促進する。

また、競走馬の飼養が多く、高度な診療が求められていることから、これらに必要な診療施設、診療機器を主体に整備を促進することとし、整備の進んでいる日本中央競馬会の診療施設と周辺の開業獣医師等との連携を促進する。

### ④ 県西地域

県西地域については、県内で最も養豚の盛んな地域であり、養豚経営の大規模化により、集団飼育に伴う疾病の発生予防に必要な集団衛生管理技術の提供が今後より一層重要になると考えられることから、これらに必要な診療機器を主体に整備を促進する。

## 第2 獣医師の確保に関する目標

### 1 獣医師の確保目標

平成12年度における産業動物診療獣医師の確保目標は、下表のとおりである。

(単位：人)

地域	平成4年12月31日現在の獣医師数	平成12年度の獣医師確保目標数
県北地域	53	54
鹿行地域	18	17
県南地域	77	77
県西地域	25	27
茨城県計	173	175

### 2 獣医師の確保対策

#### (1) 新規卒業獣医師の確保

社団法人茨城県畜産会が実施する産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業の積極的な活用を図る。また、獣医系大学の学生に対して家畜保健衛生所や農業関係団体等の診療施設での体験実習の場を設け、産業動物診療に対する理解を深める。

#### (2) 退職獣医師等の確保

家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業団体等の勤務獣医師退職者や小動物診療獣医師の産業動物診療分野への参入を促進するため、県、農業関係団体等は講習会、研修会を開催し、これらの獣医師に対し産業動物診療に必要な技術を修得する機会提供を促進する。

#### (3) その他の確保対策

今後は産業動物獣医師の確保には女性獣医師の活用も重要になってくることから、県や農業関係団体等は、女性獣医師が働きやすい環境の整備を促進する。

県は、農業関係団体、社団法人茨城県獣医師会等の協力を得て診療技術や集団管理衛生技術等に関する講習会、研修会を開催し、診療技術の向上や管理獣医師の養成を促進することにより、診療の効率化を図っていく。

## 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

茨城県計画においては、診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するために必要な計画的な取組が必要と見込まれる以下の地域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定する。



地 域	地 域 内 の 市 町 村 名
県北地域	水戸市、日立市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市、高萩市、北茨城市、笠間市、茨城町、小川町、美野里町、内原町、常北町、桂村、御前山村、大洗町、友部町、岩間町、七会村、岩瀬町、東海村、那珂町、瓜連町、大宮町、山方町、美和村、緒川村、金砂郷町、水府村、里美村、大子町、十王町 (32市町村)
鹿行地域	旭村、鉾田町、大洋村、大野村、鹿島町、神栖町、波崎町、麻生町、牛堀町、潮来町、玉造町、北浦村 (12町村)
県南地域	土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、江戸崎町、美浦村、阿見町、莖崎町、新利根村、河内村、桜川村、東村、出島村、玉里村、八郷町、千代田町、新治村、伊奈町、谷和原村、守谷町、藤代町、利根町 (24市町村)
県西地域	古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市、関城町、明野町、真壁町、大和村、協和町、八千代町、千代川村、石下町、総和町、五霞村、三和町、猿島町、境町 (19市町村)

#### 第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進していくものとする。

##### 1 診療施設、診療機器の効率的利用

各地域の家畜保健衛生所は、個人開業獣医師や農業関係団体等による整備が困難と考えられる超音波診断機器、嫌気培養装置等の高度な診療機器や施設について、業務に支障のない範囲において、その利用に配慮していくとともに、利用に関しての情報を提供していくものとする。

特に集団管理衛生技術において必要な、血液生化学自動分析装置や抗体検査機器等特殊な機器については家畜保健衛生所が所有する検査機器を活用する等、業務の連携を促進する。

##### 2 獣医療情報の提供システムの整備

各種獣医療関連施設が有する情報を体系的、効率的に利用できるよう、開業獣医師及び農業関係団体、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等の相互の情報交換が円滑に行える体制を整備し、その機能及び業務の有機的な連携を促進して、適切な獣医療の提供を推進する。

#### 第 5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

飼育動物の診療の内容は、疾病の複雑化、多様化、動物飼育者の衛生知識の向上、小動物に対する意識の変化等を背景として高度化、多様化している。このため獣医師は診療に関する基礎的技術や実践的な診療技術の他、飼育動物に関する保健衛生の向上のために必要な知識、技術等を習得することが一層必要となっていることから、これに対応するため、以下により研修の実施、受講等について積極的に推進する。

## 1 卒業研修

飼育動物の診療分野へ参入した獣医師免許新規取得者に対して、県や各種団体等が主催する獣医療に関する学会、講習会等の開催について各種広報誌等により情報提供に努めるとともに、これらへの参加を積極的に呼びかけて新技術の普及に努める。

## 2 高度研修

### (1) 産業動物分野

複雑化、多様化する家畜の疾病に対し迅速かつ的確に対応するため個人開業獣医師、農業関係団体等の診療獣医師に対し、検体成分自動分析機器、生体画像診断機器、感染症免疫診断機器、理化学的治療機器等の高度診療機器を利用した診断、治療等の実施のために必要な講習会、研修会を開催し、その技術の普及に努める。

また、受精卵移植技術等についても家畜保健衛生所、畜産試験場等の施設を活用し講習会、研修会を開催することにより技術の一層の普及に努める。

### (2) 小動物分野

社団法人茨城県獣医師会等の関係団体を中心となって獣医師の技術の向上を図るための研修会、講習会等の開催を推進するとともに、関係学会等の開催状況についての情報提供に努め、その受講、参加を促進する。

## 第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 飼育者の衛生知識の啓発、普及等

#### (1) 産業動物分野

県、獣医師の組織する団体及び農業団体等は畜産物の生産性の向上や畜産物の安全性確保のため、自衛防疫活動や各種広報誌等を通じて家畜飼育者に対する家畜衛生知識、技術の一層の啓発、普及に努める。

また、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所等の獣医療関連施設の持つ情報については、畜産物の生産性の向上や適切な獣医療の提供に役立てるため、より迅速に飼育者に対してフィードバックできる体制の整備を推進する。

#### (2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理を図るため、県及び社団法人茨城県獣医師会等の実施する動物愛護フェスティバル等を利用して飼育者に対する衛生知識の啓発、普及及び健康相談活動を促進する。

### 2 広報活動の充実

夜間、休日における診療体制の整備について関係者間の合意形成を促進するとともに、夜間、休日診療を提供できる診療施設に関して県、社団法人茨城県獣医師会、社団法人茨城県家畜畜産

物衛生指導協会等が発行する広報誌等を活用して広報活動を促進する。

~~~~~  
●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市大徳町字上大徳359番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同所361番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同所362番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同所360番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同所363番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同所365番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同所366番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同所364番1

2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市馴馬町262番地5

株式会社 大竹不動産

代表取締役 大 竹 忠 雄  
~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡東村西代字東田1456番

2. 事業主の住所及び氏名

水戸市見和2丁目500番地の7

株式会社 山新

代表取締役 山 口 健 治  
~~~~~

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 6 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日        | 申請者             |                  | 道路の位置                       | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-----------------|------------------|-----------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏名              | 住所               |                             | 幅員           | 延長            |
| 竜上木指令<br>第180号 | 平成<br>6年3月2日 | (株)ノグチ<br>野口 綾子 | 牛久市牛久町<br>3298-2 | 稲敷郡江戸崎町<br>大字犬塚字諸岡<br>925-1 | メートル<br>5.00 | メートル<br>64.90 |



| 指定番号           | 指定年月日        | 申請者  |                | 道路の位置                            | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|------|----------------|----------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏名   | 住所             |                                  | 幅員           | 延長            |
| 竜上木指令<br>第181号 | 平成<br>6年3月2日 | 石濱 登 | 土浦市真鍋<br>1-1-9 | 稲敷郡美浦村<br>請領字椎木<br>2081-2,2082-3 | メートル<br>5.00 | メートル<br>26.30 |



| 指定番号           | 指定年月日        | 申請者                     |                | 道路の位置                        | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-------------------------|----------------|------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏名                      | 住所             |                              | 幅員           | 延長            |
| 竜上木指令<br>第182号 | 平成<br>6年3月2日 | (株)池辺<br>不動産<br>(代)池辺忠男 | 牛久市田宮町<br>36-2 | 牛久市田宮町<br>字中屋敷401-3<br>402-2 | メートル<br>4.20 | メートル<br>40.10 |



## 正 誤

平成3年3月25日付け茨城県報号外第37号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤      | 正      |
|-----|---|--------|--------|
| 9   | 9 | 第2条第1項 | 第2条第1号 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)